

郵政省 印刷局 印刷 (印刷局に当るときは登印)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

昭和三十年度に係る各福祉事務所の定期監査の結果公表

## 監査公告

### 鳥取県監査公告第百五十四号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る各福祉事務所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十一年九月一日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫

同 近藤 伝 一

監査箇所 執行年月日

西部福祉事務所 昭和三十一年七月 十七日

中部” 同 七月二十一日

東部” 同 七月二十四日

福祉事務所

### 監査概況

地方事務所全廃に伴つて県下三地区にそれぞれ、民生関係事務事業の現地機関として新に福祉事務所が設置されたので今回の監査は、東部福祉事務所については、昭和三十年定期監査を、中、西部両福祉事務所に対しては、昭和三十一年度臨時監査とし、それぞれ地方事務所から引継後における事務事業の執行状況につき実施した。

その結果、各所とも事務はいづれも的確に引継を了し、概ね円滑に執行しているものと認めた。しかしながら個々の事務内容は、複雑多岐であつて勢い内部事務に追わ

れ現業事務に困難の面が窺われるが殊に人事、予算の確保、或いは事務処理方法等につき留意検討の余地が多い。即ち予算的にその配分経費をみても僅少であり充分調査活動もできない実状である。

また町村等社会福祉関係並びに民生委員等各種専門委員との有機的連け、或いは要保護者に対する適切な指導、社会福祉施設の指導、監督等においては、各所とも相当苦慮している現状にかなりがみ県当局はこれらの実状を再確認し、民生安定の大局的見地から最少限の人事、予算的措置を配慮し第一線機関の福祉活動を容易ならしめるよう適切な考慮を望む次第である。

なお各所別にその概要は次のとおりである。

西部福祉事務所 昭和三十一年七月十七日監査

監査委員 松本利治  
同 大西節夫

一 民生関係事務引継については的確に実施し引継後の業務運営並びに事務処理は概ね軌道に乗つて執行して

いるものと認めた。  
職員は、所長以下二七名であつて、これを旧地方事務所民生課当時の陣容と比較すると一名減員となつてゐるが、これは本春境港が市制実施のため該地区業務が市に移管したためである。

二 社会福祉主事の適正配置と活動経費について当局の措置が望まれる。

保護の適正を期するため前記陣容のうち、査察指導員二、地区担当員八(内一は無資格者)身体その他三、が現業職務を行つてゐるが、地区担当員の業務量が過重であり己むなく査察指導員に一部担当せしめてゐる実状である。これを現在保護実施世帯五七九と、このほか特殊ケース世帯を含めると担当員一人当り一〇〇ケースを受持つてゐる。殊に本管内は、日野郡のへき地、及び大山開拓地等交通不便な地区を擁し訪問調査は、極めて困難の実状である。また活動経費においても充分でなく苦慮しているため、主管当局の経費配分に当つては、人員、担当ケース、地域、均等制等充分

考慮されたい。

三 町村社会福祉協議会の育成強化について一層配慮すること。

町村合併に伴い現在二〇ヶ町村に結成をみているが他管内に比しその活動は低調である。本協議会は極めて重要機関であるので、特に地区的組織活動については一層啓蒙し育成強化を図るべきである。なお県としてもこれが対策について考究されたい。

四 女子福祉資金貸付、償還事務の能率化と改善について考究すること。

本資金の貸付に伴う事前調査は比較的嚴重に行い更に地区審議会において厳選し、県において決定されているが殊にこの場合市部の貸付関係事務は直接市当局で行われているためその経緯が不詳であるので勢いその償還率が悪くなつてゐる。また担当員は償還事務に追われ貸付後の指導は不徹底である。

なお貸付、償還等内部事務が複雑化し事務能率を低下している面があるのでこの点主管当局は事務処理につ

き工夫改善されたい。

五 児童措置費弁償金の調定と徴収事務について一層努力すること。

措置児童に対する収入認定事務が著しく遅れ、四月以降未決定であつたことは遺憾である。早期認定し調定すべきである。また、過年度未収金一六八、四七二円(六月末)ありこれが整理については鋭意努力されたい。なお措置家庭の収入認定については特に慎重を期し、随時適正な認定を行うよう配慮すべきである。

六 経理出納事務につき次の点留意されたい。

1 六月末過年度未収金は前記措置費弁償金のほか福祉生学資金六四、〇〇〇円、身体障害者措置費弁償金一、〇七二円あるので早期整理すること。

2 母子福祉資金償還金の調定並びに徴収事務の能率化について工夫すること。

3 母子福祉資金元利償還金過年度分未収一七、七三四円の整理に努力すること。

中部福祉事務所 昭和三十一年七月二十一日監査

監査委員 山本 四郎

同 近藤 伝一

一 民生関係事務引継は適確に行い、その後の業務推進は概ね円滑に執行しているものと認めた。

職員は所長以下二十五名(内休職一名)である。社会福祉主事は八名(無資格者二名)により現業部門を担当しているが、更に休職者は現業職員の定数内にあるので実質的に三名減となり運営にも支障を生じているので、現業職員の充足について県当局は配慮すべきである。

なお無資格者に対する資格の取得或いは、職員の資質向上については一層努力されたい。

二 福祉行政事務費の措置について当局は配慮すること、行政費 事務費は逐年削減を見ているが、地方事務所廃止に伴って共通的需要経費は(本所に限らず東西部も)考慮されず、僅かな事業経費に喰ひ込むため従つて単独事業所としてその運営に支障を生じている現状

である。殊に経費の削減によつて福祉活動が制約を受け勢い調査不徹底による保護費の増えも考えられるので、県当局は、この点充分配慮し適切なる予算措置を講ずべきである。

三 保護の適正化について一層配慮すること。

五月末における管内の実保護世帯は六二五であるが、保護決定に当つて初期のものは、地区担当員の調査書により決定し、次回より実地調査が行われているが濫給の防止の面から一層保護世帯の厳選に留意されたい。なお人事、予算的關係もあつて、現在保護世帯を三段階に分ち、保護実施後の収入認定、その他調査、援護、指導等を行っているが、査察指導の強化とともに、その適正化に配慮されたい。

また町村社会福祉協議会或いは各種専門委員等、関係機関とも充分相互けんけいを取り、最善の行政効果を挙げるよう努力されたい。

四 児童福祉施設に対する事務並びに技術指導について一層努力すること。

管内の児童福祉施設は、現在保育所三一、母子寮一、設置されているが、これらの施設設備はほとんど最低基準に達せず、関係町村に整備方勧告を發しているが、更に収容児童の保護の適正を期する面から事務的、技術的指導を強力に実施されたい。

なお松崎保育所は施設設備の不完備により休止し、現在托児所に切替えている。

五 経理出納事務につき次の点留意されたい。

一 保護費定額戻入の場合年度区分を誤つていたものがあつた。

二 元利償還金を現金領収書を發行し徴収しているが、手続方法は正規に処理すること。

東部福祉事務所 昭和三十一年七月二十四日監査

監査委員 松本 利治

同 山本 四郎

同 大西 節夫

同 近藤 伝一

一 当所は三十年度東部地方事務所廃止以来独立事務所として概ね一ケ年を経過し業務運営並びに事務処理は軌道に乗つて処理しているものと認めた。しかし職員は所長以下事務吏員二八、雇傭員三、賃金傭五(母子相談員二、函体職員一、嘱託医二)であるが、中休職者一、要注意者五(A三を含む)を擁している実態であつて勢い一般職員の負担事務量は過重となり、一面活動費及び事務費の縮減と相まつて福祉活動には少なぬ困難を伴つてることが認められる。

二 人員の適正配置について善処されたい。

前記載のとおり家庭の訪問、調査並びに生活指導の現業従事者中有資格者の休職或いは要注意者等により勤務制限を受けている關係上、現業並びに内務事務処理にしわよせられ 事務量が增大して実情にかがみ事務の円滑処理 並びに健康管理の面からして人員の適正配置につき検討善処されたい。

三 児童福祉施設の指導監督、特に検査結果に対する確認が徹底していないので事後指導の万全を期すること。

すなわち保育所三二、母子寮二に対し施設検査を三十年七月より九月まで一回あて実施しているが検査後の復命が一ヶ月以上経過し、その結果は十二月下旬関係町村に通知しているが、全般的にその処理が遅延している。また結果に対する措置で、年末の確認は口頭処理しているもの、未回報により何等確認していないもの等徹底していないので、留意されたい。

なお活動経費僅少のため、法定回数が実施出来ない状況であるので、主管当局の配意を望む。

四 母子福祉資金貸付並びに償還についての事前・事後指導並びに資金の効率化を図ること。

すなわち母子相談員本来の業務のほか貸付並びに償還事務を実施しているが、貸付決定通知があつても令達が遅延するため、交付がおくれ時期を失している。特に第四次貸付は年度末期に決定しているにもかかわらず資金繰り困難のため五月二十五日令達を受け貸付している状況で効率的執行と認め難い。主管課の配意を望む。

また貸付調査は形式的であり、事後確認も不徹底である。なお償還未済額は六十七万九千余円(ほか過年度分十三万余円)あるが郡部に比し市部の償還が悪いので、巡回相談等あらゆる機会を利用し徴収に努力し、回収の円滑化と資金の効率的利用に一属配意されたい。

五 国民健康保険の再開促進に努力すること。

すなわち未設置町村は福部、上私郡、中私郡、佐治の四ヶ村に過ぎず成績は良いがこれら未開村当局の指導勸奨に一段の努力をされ、100%再開を期されたい。

六 児童措置費弁償金の調定、時期並びに徴収について創意善処すること。

調定額一六九、五〇六円に対し、収入済額は一〇三、八七九円で、収入未済額は六五、六二七円であつて、このほか過年度未収入分は一〇八、四五六円(二七年度七、五三七円、二八年度二二、二〇七円、二九年度七七、一二二円、計一〇六、八六六円)がある。未収整理に努力すること。

なお未収の主な原因をなしているものは、収入認定がおくれたため一括調定した関係があるのでそのつど収入認定を行うべきである。

また市福祉事務所関係のものについては、連絡を密にしその徴収に努められたい。

七 経理出納その他の事務については概ね良好であるが、生活、住宅、教育等扶助費交付について、その受領が全般的遅延し、著しいものは町村長受領後一ヶ月以上経過しており、その精算が遅れているので、時機を失せず早急交付するよう指導されたい。